「わかりやすい 第2種電気工事士 筆記試験」 法改正による訂正

法改正により内容に変更が生じたため,以下のように訂正いたします。

P.5 目次 第4章

「7.可とう電線管工事」を

「7.金属可とう電線管工事」に変更

P.120

(b)上から3行目  $[I_c[A]]$  を  $[I_B[A]]$  に変更

(b)上から 5 行目 「 $I_{CB}[A]$ 」を「 $I_B[A]$ 」に変更

(b)上から7行目 「0.55I<sub>CB</sub>」を「0.55I<sub>B</sub>」に変更

「0.35I<sub>CB</sub>」を「0.35I<sub>B</sub>」に変更

(c)上から 5 行目 「0.35I<sub>CB</sub>」を「0.35I<sub>B</sub>」に変更

P.120 図2・46の

上から 2 行目 「 $I_1 \ge 0.55I_C$ 」を「 $I_1 \ge 0.55I_B$ 」に変更

P.126 (3)電動機の負荷保護装置の施設の例外 9 行目,

「四 電動機の定格出力が~」を

「四 電動機の出力が~」に変更。

P.143 解説 1.の 1~3 行目

「電球線は基本的に, ビニルコードまたはビニルキャブタイヤケーブル以外のキャブタイヤケーブルであって, 断面積が 0.75[mm²]以上のものが要求されます。」までを

「電球線は基本的に,防湿コード,乾燥した場所に使用するゴムコード,ゴムキャブタイヤコード又はキャブタイヤケーブル等であって,断面積が0.75[mm²]以上のものが要求されます。」に変更。

P.186 やってみよう! 重要問題の3.選択肢二.の2行目

「~の合成樹脂線ぴ工事」を

「~の金属線ぴ工事」に変更

P.187 最後の行の

「, **可とう電線管工事**若しくは~」を

### 「, **金属製可とう電線管工事**若しくは~」に変更。

P.188

表 4・1 の左端の段。上から 2 段目の

合成樹脂線ぴ工事の欄をすべて削除して1行詰める。

表 4・1 の左端の段。上から 6 段目の

バスダクト工事の欄の右から3個めの×を○に変更。

P.188

表 4・1 の下 3 行目

「~, 可とう電線管工事若しくは~」を

「~, 金属製可とう電線管工事若しくは~」に変更。

### P.189 (b) メタルラス工事等の1行目~8行目

「メタルラス張り、ワイヤラス張り又は金属板張りの木造の造営物に合成樹脂線び工事、合成樹脂管工事、 金属管工事、金属線び工事、可とう電線管工事、金属ダクト工事、バスダクト工事、ライティングダクト 工事又はケーブル工事により低圧屋内配線を施設する場合は、メタルラス、ワイヤラス又は金属板が各工 事に使用する管や金属製部品と**電気的に接続しない**ようにしなければなりません。また、電線や金属製の 管がメタルラス張りなどの造営材を貫通する場合は、その貫通する部分の電線を電線ごとにそれぞれの別 個の難燃性及び耐水性のある堅ろうな絶縁管などに収めて施設しなければなりません。」を

「メタルラス張り、ワイヤラス張り又は金属板張りの木造の造営物に、合成樹脂管工事、金属管工事、金属線び工事、金属製可とう電線管工事、金属ダクト工事、バスダクト工事、ライティングダクト工事又はケーブル工事により低圧屋内配線を施設する場合は、メタルラス、ワイヤラス又は金属板が各工事に使用する管や金属製部品と電気的に接続しないようにしなければなりません。また、ケーブルや金属製の管等がメタルラス張りなどの造営材を貫通する場合は、耐久性のある絶縁管をはめる、耐久性のある絶縁テープを巻くことにより、メタルラス、ワイヤラス又は金属板と電気的に接続しないように施設しなければなりません。」に変更

P.189 チャレンジ! 関連問題 1.の選択肢八.

「~を使用した可とう電線管工事」を

「~を使用した金属製可とう電線管工事」に変更。

## P.191 (1)金属管工事全般の規定

上から2行目の最後(文末)に、「(内線規定を含む。)」を追加。

P.191 (f)の②の2行目

「~8m以下のものを人が容易に触れるおそれがないように施設するとき~」を

「~8m以下のものに簡易接触防護措置を施すとき~」に変更。

P.192

表「表4・2」を「表4・2(内線規定による)」に変更。

P.197 チャレンジ! 関連問題 2.の選択肢

イ.「100[V]」を「交流 100[V]」に変更。

二.「100[V]」を「交流 100[V]」に変更。

P.197 解説 2.の1行目

「~で対位電圧が~」を

「~で交流対位電圧が~」に変更。

P.199 (1)合成樹脂管工事全般の規定

上から2行目の最後(文末)に、「(内線規定を含む。)」を追加。

P.199

( j ) の3行目「~150V以下で人が触れないようにする場合以外では~」を

「~150V以下で簡易接触防護措置を施す場合以外では~」に変更。

P.202 やってみよう! 重要問題 2.の選択肢イ.

「人の触れるおそれのない場所で,」を

「簡易接触防護措置を施した場所で,」に変更。

P.203 解説 2 の選択肢イ.

「人の触れるおそれのない場所で,」を「簡易接触防護措置を施した場所で,」に変更。

P.203 解説 3の選択肢イの文頭に,

「交流対地電圧 150V 以下の場合で、簡易接触防護措置を施した」を加える。

P.203 突破のポイント (1)ケーブル工事全般の規定

上から2行目の最後(文末),「(内線規定を含む。)」を追加。

P.203 突破のポイント(1)の(b) 2 行目

「人が触れるおそれのない場所において~」を「簡易接触防護措置を施した場所において~」に変更。

P.204 (f)の②の 2~3 行目。

「~8m以下のものを人が容易に触れるおそれがないように施設するとき~」を「~8m以下のものに簡易接触防護措置を施すとき~」に変更。

P.204 (I)の3行目

「60cm以上の土冠で~」を「60cm以上の埋設深さで~」に変更。

P.204 右下, 図4・28内の

「土冠」を「埋設深さ」に変更。「土管等」を「トラフ等」に変更。

P.205 チャレンジ! 関連問題 1.の5行目。

「最小土冠[m]」を「最小埋設深さ[m]」に変更。

P.206 のタイトル

「7 可とう電線管工事」を「7 金属可とう電線管工事」に変更。

P.207 突破のポイント

「(1)可とう電線管工事全般の規定」を「(1)金属可とう電線管工事全般の規定」に変更。

P.207 (1)

1 行目

「可とう電線管工事による~」を「金属可とう電線管工事による~」に変更。

P.207 (1)

2 行目の最後(文末)に,「(内線規定を含む。)」を追加。

P.207 (1)の

- (c) 「可とう電線管」を「金属可とう電線管」に変更。
- (e) 「可とう電線管」を「金属可とう電線管」に変更。
- (f) 「可とう電線管」を「金属可とう電線管」に変更。
- (j) 「可とう電線管」を「金属可とう電線管」に変更。
- (k) 「可とう電線管には,」を「金属可とう電線管には,」に変更。

P.207 の表題 「(2)可とう電線管」を

「(2)金属可とう電線管」に変更。

P.207 の

「(a)可とう電線管」を

「(a)金属可とう電線管」に変更。

P.207 の

1 行目「可とう電線管」を「金属可とう電線管」に変更。

2行目「また,可とう電線管」を「また,金属可とう電線管」に変更。

4行目「反対側には可とう電線管」を「反対側には金属可とう電線管」に変更。

P.213 チャレンジ! 関連問題 1.の選択肢イ.

「可とう電線管」を「金属可とう電線管」に変更。

P.217 (a) 白熱電灯の施設

「① 人が触れるおそれのないように施設する。」を「① 白熱電灯や電線に簡易接触防護措置を施す。」 に変更。

P.218 (2)電気機械器具の施設 1 行目。

「クーラーなどの電気機械器具に電気を供給する屋内の~」を「電気機械器具に電気を供給する住宅の屋内の~」に変更。

P.218 (2)の3行目

「機械器具を次のように」を「機械器具を次のいずれかで」に変更。

P.218 (2)の4行目

「(a) 人が容易に触れるおそれがないように施設すること。」を「(a) 屋内配線には, 簡易接触防護措置を施すこと。」に変更。

P.218 (2)の8行目。

「(d) 〜供給する電路には、電路に地絡が〜」を「(d) 〜供給する電路には、原則として電路に地絡が〜」に変更。

P.218

(d)の最後の行(文末)に,

「ただし, 定格容量が 3kV・A 以下で簡易接触防護措置を施した負荷側非接地の絶縁変圧器を施設する場合はこの限りではない。」を追加。

# P.218

(e)の記述すべてを、「(e) 電気機械器具には原則として簡易接触防護措置を施すこと。」に変更。

P.227 上から1行目。

「可とう電線管工事」を「金属可とう電線管工事」に変更。

P.227 (2) 低圧屋内側電線路の施設 1行目。

「低圧引込線の取付点から引込口に至る屋側電線路は,」を「低圧引込線の取付点から引込口に至る展開した場所における屋側電線路は,」に変更。

P.228 チャレンジ! 関連問題 2.選択肢イ.

「金属管工事」を「金属線び工事」に変更。

# P.228 解説 2.

「木造住宅なので金属管工事は施工することができません。」を「金属線び工事では屋側工事は施工することができません。」に変更。